

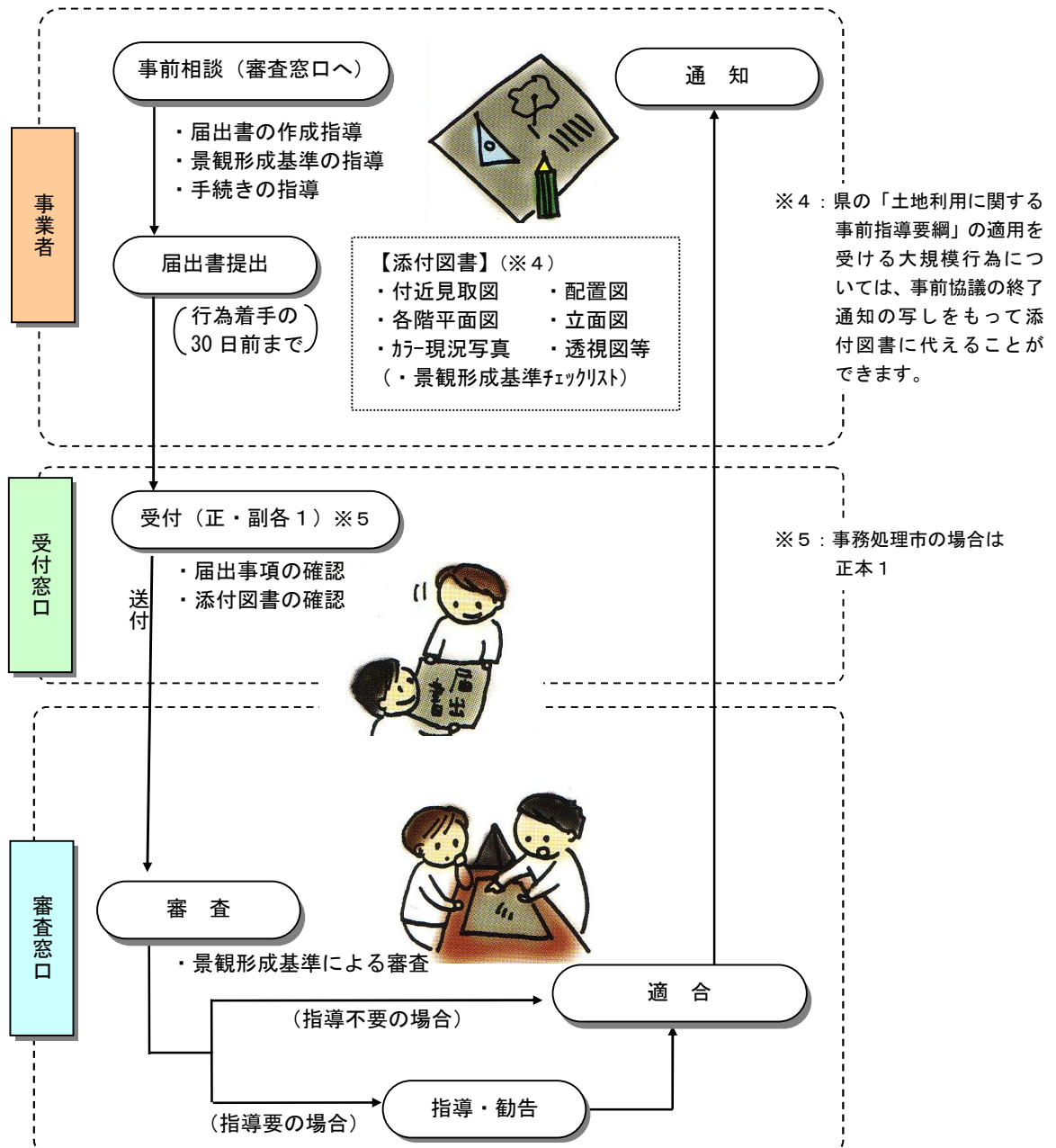
# 届出から審査までは次のような流れで行われます。

■大規模行為を行う場所、種類により、受付・審査の窓口が異なります。

行為の場所	行為の種類		
	建築物	工作物	開発行為(※2)
① 大田原市 (事務処理市)	受付窓口	当該市(事務処理市)	
	審査窓口	当該市(事務処理市)	
② 上記以外の市町(一部の市町を除く(※1))	受付窓口	当該市町	
	審査窓口	県土木事務所・建築指導課(※3)	県土木事務所

- ※1：宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、市貝町、高根沢町、那須町は、各市町が定めた景観計画・景観条例が適用となりますので、各市町に相談してください。
- ※2：県の「土地利用に関する事前指導要綱」の適用を受ける場合は、事前協議時に大規模行為景観形成基準による指導を受けます。
- ※3：建築物・工作物は、県土木事務所と建築指導課で審査を行います。

円滑な事務手続のため、計画段階で事前相談をしてくださるよう、お願いいたします。



# 大規模行為届出制度についてのお問い合わせは…

## ○制度全般について○

担 当	電話番号
栃木県県土整備部都市政策課	028 (623) 2463

## ○審査窓口（県）○

行為の場所	土木事務所	電話番号	建築指導課	電話番号
上三川町	宇都宮土木事務所 保全部	028 (626) 3140	審査指導 第一担当	028 (623) 2867
塩谷町	矢板土木事務所 保全部	0287 (44) 2186		
那須烏山市 那珂川町	烏山土木事務所 保全部	0287 (83) 1322		
壬生町	栃木土木事務所 保全部	0282 (23) 3435		
野木町			審査指導 第二担当	028 (623) 2872
益子町・茂木町 芳賀町	真岡土木事務所 保全部	0285 (83) 8302		

## ○審査窓口（事務処理市）○

行為の場所	担 当	電話番号
大田原市	大田原市建設部都市計画課	0287 (23) 8758

## ○景観計画策定団体○

各市町が定めた景観計画・景観条例が適用されます。

担 当	電話番号
宇都宮市都市整備部景観みどり課	028 (632) 2568
足利市都市建設部都市政策課	0284 (20) 2167
栃木市都市建設部都市計画課	0282 (21) 2431
佐野市都市建設部都市計画課	0283 (20) 3100
鹿沼市都市建設部都市政策課	0289 (63) 2209
日光市建設部都市計画課	0288 (21) 5102
小山市都市整備部都市政策課	0285 (22) 9203
真岡市建設部都市計画課	0285 (83) 8152
矢板市建設環境部都市整備課	0287 (43) 6213
那須塩原市建設部都市計画課	0287 (62) 7159
さくら市建設部都市整備課	028 (681) 1120
下野市都市建設部管理保全課	0285 (32) 8908
市貝町建設課	0285 (68) 1117
高根沢町都市整備課	028 (675) 8107
那須町建設課	0287 (72) 6907